

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員に支給する歩合給

Q：当社は不動産仲介業を営んでおり、社長も仲介業務に従事しています。

ところで、当社の仲介業務担当者の給与は、固定給のほかに、1カ月間の各人の取扱高に応じた歩合制を採用しており、社長にも使用人と同一の基準で計算した歩合給を支給しています。この社長への歩合給は、報酬と賞与のどちらになりますか。

A：役員報酬として取り扱われます。

【解説】

役員賞与及び退職給与が臨時的な給与であるのに対し、役員報酬は定期的な給与といえます。定期の給与とは、原則として月以下の期間を単位として規則的に、反復又は継続して支給される給与をいいます。したがって、役員報酬とは、役員に対して支給する給与のうち定期的に定額を支給するものといえます。

ただし、法人がその役員に対して、月俸、年俸等の固定給のほかに、歩合給を支給する場合に、それが使用人に対する支給基準と同一の基準によって支給され、かつ、その役員個人の販売実績等に応じて計算されている場合は、その歩合給を臨時的な給与（役員賞与）としないで、定期の給与（役員報酬）として取り扱うこととされています。

なお、その支給がその役員個人の販売実績等に応じたものではなく、会社全体の売上高に応じて計算されている場合等には賞与になります。

したがって、ご質問の場合の歩合給は、役員報酬として取り扱われます。

